

尚前日然業時間前並上通告せざる臨時休業

に付しては日給を支拂ふ。

第六條承認其組織は追て發表す

第七條簡閱點呼に應ずる者に付しては點呼当日に

付し日給半額を支給す其の他の場合に於て

は慰勞又は發別の意を表する事あるべし

第八條研究問題として保留

第九條研究問題として保留

第十條調査の上追て決定す

第十一條理由説明の上にて拒絶